

「WebCT A to Z」ワークショップキットに関する約款

第1条 目的

この約款は、株式会社エミットジャパン（以下、甲という）からお客様（以下、乙という）が WebCT のデザイナーユーザおよび管理者ユーザとして必要なスキルを習得するワークショップ（以下、本ワークショップという）のための講師用テキスト、受講者用テキスト、コースデータ等（以下、キットという）及びこれに附帯する甲の本ワークショップの実施権（以下、キットと実施権を併せて、本商品という）を購入し、自ら若しくは甲のコースマネージャの協力を得て本ワークショップを実施し、受講するにあたっての諸条件、条項を定めることを目的とする。 乙は、本約款の内容及び本約款が本商品を購入したときから適用されることに同意のうえ、本商品を購入するものとする。

第2条 商品の構成

本商品は、下記によって構成され、乙は甲が別途定める価格表（消費税別）に基づき購入する。

記

1. 基本キット

受講者用テキスト（本ワークショップ受講者用のテキスト）	1冊
コースマネージャ用テキスト（本ワークショップの学習範囲を熟知している方が コースマネージャとして本ワークショップを実施する場合のガイドブック）	1冊
ワークショップ用コースデータ（本ワークショップを実施する為のコースデータ）	1枚
コースマネージャ派遣 or オンラインサポートクーポン（以下、サポートクーポンという）	1枚
サポートクーポン利用ガイド	1冊

2. 基本キット（追加購入用）

コースマネージャ用テキスト（本ワークショップの学習範囲を熟知している方が コースマネージャとして本ワークショップを実施する場合のガイドブック）	1冊
ワークショップ用コースデータ（本ワークショップを実施する為のコースデータ）	1枚
コースマネージャ派遣 or オンラインサポートクーポン（以下、サポートクーポンという）	1枚
サポートクーポン利用ガイド	1冊

3. 受講者キット

受講者用テキスト（本ワークショップ受講者用のテキスト）	1冊
-----------------------------	----

第3条（ワークショップ実施サポートの提供）

乙は、サポートクーポンを使用し、本ワークショップを実施する為、甲に対してコースマネージャの派遣（以下、CM派遣サポートという）または、オンラインでのワークショップのサポート（以下、オンラ

インサポートという)を依頼することができる。CM派遣サポートまたはオンラインサポートは、基本キットまたは基本キット(追加分)の購入数に応じ、キット1個につき1回受けることができる。ただし、乙は、サポートクーポンを使用して、CM派遣サポート又はオンラインサポートのいずれか一方(以下本サポートという)のみを選択し、これに対応する甲のサポートに限り受けることができる。一方のサポートを選択した場合には、他方のサポートを受けることはできない。

第4条 CM派遣サポート

- 1 乙は、第3条に従い、サポートクーポンを使用することにより、甲にコースマネージャの派遣(但し、移動時間を除き6時間以内)を依頼することができる。当該コースマネージャは、乙が用意する会場において、乙が予め指定する受講者(10名以内かつ受講者キット購入数以内に限り)のために、受講者用テキストを使用して、本ワークショップを乙に協力して実施する。
- 2 乙がサポートクーポンを使用してコースマネージャの派遣を希望するときは、予め甲の設営するWebサイトを経由して甲に予約の申込をする。甲はWebサイト経由以外の方法では予約を受け付けない。甲は、乙の予約を承認し次第、遅滞なく、その旨乙に通知する。乙が当該通知を受け取ったときに予約は確定する。ただし、甲は、必要な場合、適宜予約の日時、内容等を変更することができる。
- 3 コースマネージャの派遣にかかる交通費、宿泊費その他実費は、本商品の代金とは別に乙が負担する。
- 4 コースマネージャは、本キットの内容に沿って進行する。受講者は、派遣されたコースマネージャに対し、本ワークショップ又はテキストに関し、適宜質疑応答を求めることができる。
- 5 コースマネージャの派遣は、甲の営業日(原則として月曜日から金曜日。ただし祝祭日は除く)に限る。また、派遣時間は、1日(移動時間を除き)6時間以内で甲の営業時間内にあつて甲乙協議して定めた時間帯に限る。

第5条 オンラインサポート

- 1 乙は、第3条に従い、サポートクーポンを使用することにより、乙の指定する受講者が1箇所の会場に集合して本ワークショップを自ら実施する際に、甲のコースマネージャを当該ワークショップ会場外の甲が定める場所に1日(但し、6時間以内)待機させて、当該受講者からの本ワークショップ又はテキストに関する電子メールによる質問を受け付け、回答させることができる。
- 2 乙がオンラインサポートを希望するときは、予め甲の設営するWebサイトを経由して甲に予約の申込をする。甲はWebサイト経由以外の方法では予約を受け付けない。甲は、乙の予約を承認し次第、遅滞なく、その旨乙に通知する。乙が当該通知を受け取ったときに予約は確定する。ただし、甲は、必要な場合、適宜予約の日時、内容等を変更することができる。
- 3 乙は、ワークショップ会場から予め甲から通知されたメールアドレスに対して電子メールを送信する

方法で質問事項を甲のコースマネージャに送信し、回答を求める。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

- 4 甲は、コースマネージャを1日待機させ(但し、待機時間は6時間以内、かつ、甲の営業時間内にあって甲乙協議して定めた時間帯に限る)、乙からの前項の質問事項に対して電子メールを送るか、乙から予め通知されたワークショップ会場へ電話するか、いずれかの方法によって回答するものとし、原則として10分以内に回答するよう努力する。

第6条 登録

乙は、本商品を購入後速やかに甲の指定する書式に後記情報を記載し、これを甲に提出して登録する。この登録を条件に、乙は、甲が適宜定める本商品に関するアフタケアを受けることができる。

大学名

所属

住所(郵便が速やかに届く詳細なもの)

担当者

連絡先のEメールアドレス

連絡先の電話番号(担当者の直通番号)

購入製品名

製品シリアル番号

第7条 サポート提供期間

本商品に対する本サポートの提供期間は、乙が本商品を購入した日から1年間とする。サポートクーポンは、本商品購入日から1年以内に限り使用することができ、それ以降は使用できない。

第8条 著作権

- 1 本商品及び本サポートに関して甲が作成し、乙に提供する書籍・文書・資料等(電磁的記録媒体を含む)甲の著作物についての著作権はすべて甲に帰属する。
- 2 甲は、乙から受領した問い合わせ内容及びその解決方法等を示す甲の回答に対しても、知的財産権を有する。
- 3 乙は、甲の書面による承諾なく、甲の著作物につき、複写、第三者への譲渡、貸与、その他処分をすることはできない。

第9条 返品・払戻し不能

乙は、その理由の如何を問わず、本商品の全部又は一部の返品、あるいはサポートクーポンの払戻しを求めることはできない。但し、テキスト・コースデータ・ガイドブックに乱丁・落丁がある場合には、

返品して交換を求めることができる。

第10条 質問事項及び回答の開示

甲は、そのコースマネージャが乙から本サポートに際して受領した質問事項及びこれに対する回答を本商品、本ワークショップ又は本サポートの改善その他有益な用途に供するために、個人情報、顧客情報を除き、第三者に開示することができる。

第11条 保証及び責任の制限

- 1 甲は、別途書面による合意がない限り、乙に対し、本商品、本ワークショップ又は本サポートあるいはこれらに関連した情報若しくはサービスに関して、何らの保証を行わない。
- 2 甲は、本商品、本ワークショップ又は本サービスに起因して乙又は第三者に生じる直接損害、間接的、付随的若しくは結果的損害、特別損害、利益の損失若しくはデータの消失に関し一切の責任を負わない。

第12条 準拠法

本約款は、日本法に基づき解釈する。

第13条

甲と乙は、本約款又は本サービスに関し、甲乙間で訴訟の必要が生じたときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

<価格表>

2004年9月1日現在

商品名	構成	価格
基本キット	受講者用テキスト 1冊 ワークショップ実施権 受講者1名分 ワークショップ実施権 CM1名分 コースマネージャ用テキスト 1冊 ワークショップ用コースデータ 1式 サポートクーポン 1枚 クーポン利用ガイド 1冊	210,000円
基本キット(追加用)	ワークショップ実施権 CM1名分 コースマネージャ用テキスト 1冊 ワークショップ用コースデータ 1式 サポートクーポン 1枚 クーポン利用ガイド 1冊	189,000円
受講者キット	受講者用テキスト 1冊 ワークショップ実施権 受講者1名分	21,000円

- 1) このワークショップには、受講者の能力に対応し、受講者の要望に対応する多様なコースが設けられている。その多様なコースは、甲の独自の判断により随時増減させることができる。
- 2) 受講者が1人を超える場合は、最大限30人を限度とし、乙は受講者キット1名当たり21,000円加算して支払うものとする。
- 3) 受講者が10人を超える場合等で本サポートを追加する必要がある場合、基本キット(追加分)を購入する。このキットに含まれるクーポンで本サポートを受けることができる。
- 4) 受講者が30人を超える場合の取扱いについては、甲と乙は別途協議する。

以上

2004年9月1日 株式会社エミットジャパン